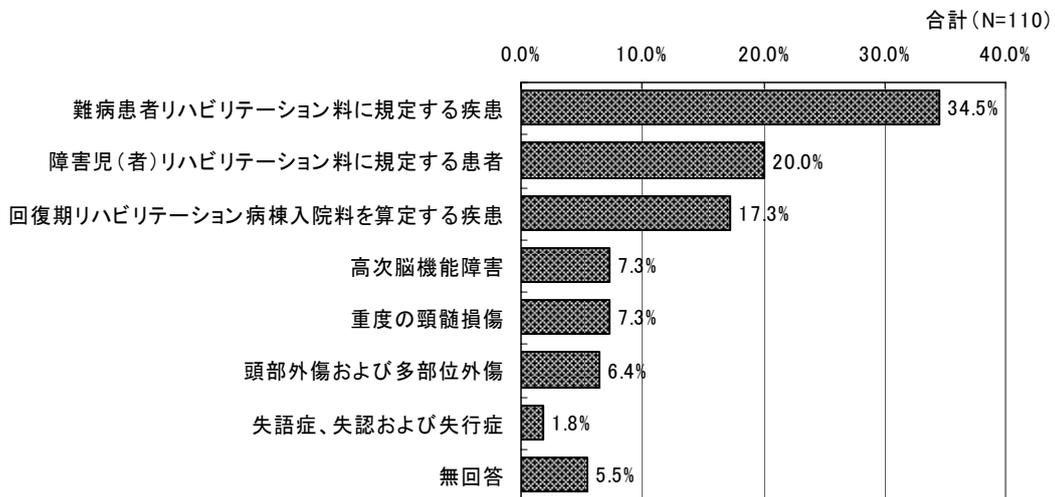


2) 除外疾患に該当する場合、その適用項目

除外疾患に該当する場合、その適用項目についてみると、「難病患者リハビリテーション料に規定する患者」(34.5%)が最も多く、次いで「障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者」(20.0%)となっている。

図表 6.6-6 除外疾患に該当する場合の適用項目

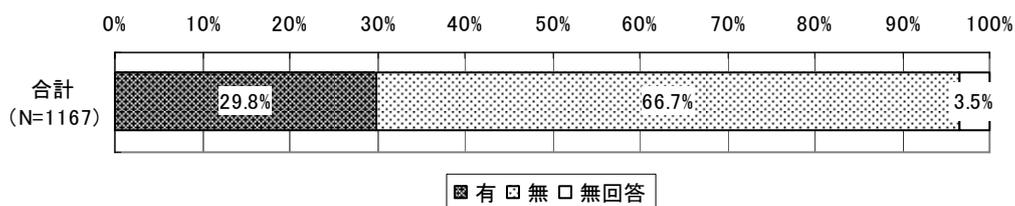


(4) 算定対象疾患以外の疾患・障害

1) 算定対象疾患以外の疾患・障害の有無

算定対象疾患以外の疾患・障害の有無についてみると、29.8%が「有」としている。

図表 6.6-7 算定対象疾患以外の疾患・障害の有無



2) 該当する場合、その疾患・障害(複数回答)

算定対象疾患以外の疾患・障害を有する場合、その疾患・障害についてみると、「運動器リハビリテーション料の算定対象疾患に該当」(70.7%)が最も多く、次いで「脳血管疾患等リハビリテーション料の算定対象疾患に該当」(33.0%)となっている。